

練馬区立早宮小学校 いじめ防止基本方針

練馬区立早宮小学校
校長

1 早宮小学校の基本姿勢

- いじめは重大な人権侵害であり決して許されない、許さない。
 - いじめはどこでも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合は、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織的に対応する。
- *全教職員がこの姿勢に立って、日々の学校生活を通して児童を見守り指導していく。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) 全教職員のいじめに対する「危機意識」「当事者意識」と指導力の向上を図る。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、校内体制の整備、保護者や地域への啓発を行う。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、専門家や関係機関との連携を深める。

3 いじめを早期発見するための取組

- ・練馬区の「ふれあい月間」（6月・11月・2月）を含む年間5回、校内で「心のふれあいアンケート」を実施し、いじめの実態を定期的に調査する。
- ・「いじめ防止チェックリスト」を用いて、定期的に児童に行動の振り返りをする機会を設ける。
- ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員、学校生活支援員、身近な教員に話ができる環境を整え、相談体制を充実させる。
- ・生活指導・特別支援教育部で児童の様子を掌握し、必要に応じて学校サポートチームを招集し対応する。

4 いじめを発見した場合の対応

- (1) 対応の手順
 - ① 事実確認（該当児童双方への聞き取り等）
 - ② 保護者への連絡・周知
 - ③ いじめの制止に向けた指導
 - ④ いじめを受けた児童、保護者への支援
 - ⑤ いじめを行った児童に対する指導およびその保護者への助言
- (2) 校内の体制
 - ・生活指導・特別支援部で対応を協議し、学校全体で情報を共有し、児童の様子を注意して見守っていく。ケースによっては、学校サポートチームを招集し対応にあたる。
 - ・スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員が児童、保護者の相談にのるなど支援する。
 - ・5学年の児童全員とスクールカウンセラーの面談を行う。
 - ・3学年の児童全員と心のふれあい相談員の面談を行う。
- (3) 関係機関との連携
 - ・教育委員会に報告をし、指導助言のもと対応する。
 - ・必要に応じて、関係機関と連携を図り対応する。

5 いじめを受けている児童に対する対応

(1) 学校の生活場面での対応の仕方

① 登下校

- ・保護者と相談し、一人にならないように配慮する。

② 登校したら

- ・登校を確認したら、必要に応じて保護者に連絡を入れる。
- ・担任または学校職員が昇降口まで行き、様子を見守る。

③ 授業中

- ・担任と別の教職員が教室に入って、児童の様子を見守る。

④ 休み時間・教室移動・清掃時間

- ・担任または学校職員が児童の様子を見守る。
- ・教室移動に際しては、担任が先導し指定の教室に入るまで付き添う。
- ・教室清掃は担任が児童の様子を見守り、出張清掃では、教職員が児童の様子を見守る。

(2) 家庭との連携

- ・定期的に学校での様子を家庭に報告する。登校できない場合は、毎日連絡する。

6 その他

- ・全校朝会の校長講話で、児童の学校生活の実態に応じて適宜、また、ふれあい月間に向けて、人との関わりやいじめについて取りあげる。
- ・人との関わりについて、道徳はもちろん、朝の会や帰りの会、特別活動の時間で、機会あるごとに取り挙げ、子供たちに考えさせるようにする。
- ・教育活動全般で、一人一人の人権を尊重する気持ちを育てていく。
- ・日頃の学校生活を振り返って、困ったことや悩んでいること、今の自分が抱えている課題、良かったこと、うれしかったことなどを振り返らせ、個人の様子、学級の状況を把握する資料として、指導に生かす。

7 練馬区教育委員会いじめ問題対策方針より

1 学校の取組

- (1) 定期的ないじめ実態調査の実施
- (2) 早期発見のための措置
- (3) 相談体制の整備
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家、その他の関係者により構成される組織を置く。

3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置

- (1) いじめの事実確認をする。
- (2) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援をする。
- (3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定める。

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) 上記の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 懲戒、出席停止制度の適切な運用等、その他いじめの防止等に関する措置を定める。

*いじめ防止基本方針の内容に変更がある場合は、その都度お知らせします。